

対馬地域リハビリテーション連絡協議会設置要綱

（設置及び目的）

第1条 高齢者や障害のある人々が、住み慣れた地域において、生き生きとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーションの適切かつ円滑な推進を目的として、「対馬地域リハビリテーション連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

対馬地域のリハビリテーション提供体制（リハビリ資源等）及び連携体制の現状・課題の把握に関すること

対馬地域のリハビリテーション連携指針等の策定に関すること

地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整、協議に関すること

その他、地域リハビリテーションの推進に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、保健・医療・福祉等関係団体の代表及び関係行政機関職員をもって組織する。必要に応じて、地域でのリハビリテーション利用者等の代表から意見をきくことができる。

2 協議会に会長及び副会長各一人を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会の会務を総理し協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求めることができる。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（協議会の開催）

第5条 協議会は会長が招集し、会長がその議長となる。

（事務局）

第6条 協議会の事務局は、対馬保健所に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月25日から施行する。